

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

東郷町長 石橋 直季

市町村名 (市町村コード)	東郷町 (302)	
地域名 (地域内農業集落名)	部田地区 (部田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 2 5 日 (第 1 回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基幹作物は水稻で、その他、多品目の露地野菜等の栽培や、いちごのハウス栽培を行っている。75才以上の農業者の面積割合は約 2 割で高齢化が進んでいる。また、大都市近郊という立地条件により、他産業への農業労働力の流出が多い。引き受ける意向の農地より縮小意向のある農地が6ha多く、受け手不足による遊休農地増加の懸念がある。都市近郊農業として特色ある農業の振興を図り、活力ある農業の育成と新たな担い手の育成が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・環境負荷の低減を図るため、土づくりと化学肥料及び化学農薬の使用量の削減に資する生産技術を活用する。
- ・高付加価値の農産物の増産を進め、農業所得向上を目指す。
- ・農地の円滑な流動化を促進させ、担い手への農地の集積と農法別による農地の集約を進める。
- ・耕作放棄地の解消及び発生防止をするため、多様な目的での農地の活用方法を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.35	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.40	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用することで、認定農業者や認定新規就農者への農地集積、集約化を検討していく。
（２）農地中間管理機構の活用方針
目標地図に沿った農地利用がなされるよう、あいち尾東農協等の関係機関と連携しながら農地中間管理事業を活用し、集約化を推進する。
（３）基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積、集約化を図るため、農地の大区画化、汎用化等の基盤整備について検討をしていく。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
農作業委託は、地域内の離農を抑制し、遊休農地の発生防止を図るために必要であることから、引き続き、認定農業者に農作業の委託をした者に対し、委託経費を支援していく。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託は、地域内の離農を抑制し、遊休農地の発生防止を図るために必要であることから、引き続き、認定農業者に農作業の委託をした者に対し、委託経費を支援していく。

以下任意記載事項

☐	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②付加価値の高い有機農産物の作付けを推進することで、農業者の所得向上を図る。

③スマート農業の実証実験を行い、農作業の省力化を図る。

⑩体験農園・マルシェ等を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代が農業を体験し、地域の農産物に触れ、食す機会を創出することで、農業の魅力の再確認・PRを図る。また、耕作放棄地化の防止のため、生きがい作り、子どもの健やかな成長の場としての活用等、多様な目的での農地活用を検討する。

⑩地元中小事業者と農業関係者による生産・加工・販売の農商工連携を図り、特産品の開発を推進する。